

納屋制度論 (二)

——日本賃労働史の一断面——

市原亮平
田中光夫

第二章 納屋頭による圧制と中間搾取

一 募集

次に納屋頭の大きな収入源となったものは労働者募集を通しての搾取である。

納屋制度をとっている炭鉱では募集は「鉱山が直接二行フコトハ稀ニシテ多クハ飯場頭又ハ受負人ニ鉱夫供給ノ責務ヲ負ハシメ」るのが普通で納屋頭にとって鉱夫の募集、調達は最も本質的な職務であった。

鉱夫募集に当って要する費用は

1 募集地又は山元における宿泊費

納屋制度論 (二) (市原・田中)

2 募集地から山元までの交通費、宿泊料、食費、荷物運搬料

3 募集地での前貸金、着山後の賄料、物品代等

4 周旋世話料

5 募集人の旅費、日当

などである。

納屋頭が鉱夫を募集する場合は原則として自己の責任と計算を以ってこれに当ったので、経営者からは直接には何等の報酬も受けず募集費は自らの負担となる場合が多かった。

明治三十九年の調査による募集費の負担は次のようになって
いる。

「夕張第一坑、飯場頭ハ鉦夫募集ヲ託セラレシトキ日當ヲ受クルノ外鉦山ヨリハ何等ノ報酬ヲ受クルコトナシ」(此の場合募集に要した期間日当一円を支給されている)

「小野田炭坑、募集費ハ納屋頭ノ負担ニシテ納屋頭ヨリ坑夫ヘハ実費ヲ貸与ヘ稼高ノ内ヨリ漸次差引精算ヲナセリ

製鉄所二瀬炭坑、鉦夫不足ノトキハ納屋頭ニ募集員數ヲ割當テ募集セシムル場合ト納屋頭毎ニ鉦夫ノ定員ヲ定メ置キ之ニ欠員アルトキハ直ニ募集セシムル場合トノ二アリ、其ノ募集費ハ納屋頭ノ負担ナリ

尤モ臨時募集ノ必要アリテ募集スルトキハ旅費トシテ一先ニ付金三円ヲ支給スル定メニシテ此内一円五十錢ハ最初募集ノトキ下付シ一円五十錢ハ三十日間動続ノ場合ニ交付ス。

上山田炭坑、一人ニ付三円乃至五円ヲ鉦主ヨリ納屋頭ニ貸与シ納屋頭報酬金ノ内ヨリ返却セシム、而シテ募集鉦夫ニシテ県内ノモノハ動続三ヶ月以上ニ至リ二円、県外ノモノハ四ヶ月以上動続ノトキニ至リ旅費ノ実費ヲ納屋頭ニ給与ス

新入炭坑、納屋頭ニ於テ募集ヲナスヲ普通トシ其備入鉦夫ニハ備入ノ節他県ノモノ四、五円、県内ノモノ二、三円貸付

ヲ為シ他県ノモノハ六ヶ月間、県内ノモノハ四ヶ月間無事勤務スルトキハ該貸金ヲ給与ス

芳雄炭坑、募集ノ旅費ハ周旋人ニ於テ負担シ鉦業人ヨリハ一先ニ付二円ヲ周旋人ニ貸与シ其受クル報酬金ノ内ヨリ返却セシメ募集ノ鉦夫カ二十日以上動続スルトキハ一先ニ付募集手當二円ヲ支給ス

右の如く納屋頭は自己の負担において鉦夫募集を行うのが原則であったが二瀬の場合は臨時募集の場合にだけ例外として一先につき三円を補助している。

上山田、芳雄の如く二円、三円、五円を納屋頭又は周旋人に貸与し、彼等の受ける報酬金の中から逐次返却させることになっているが、募集鉦夫がある期間動続した場合には、その一部又は全部を支給することもあった。

又三井田川では「明治三三年当鉦業所創業の頃には鉦夫雇入の周旋をしたものに家族持の場合には一名について金五〇錢、独身者の場合には金四〇錢、家族で稼働するものがあるときは、その稼働者一名の割で周旋料を給与していた。

その後三七、八年頃になると日露戦争の影響もあって周旋料は二円に値上げされ、周旋された鉦夫が、三〇方出役すれば、更

に一円を加給する定めとなつた。尚周旋人に対する前貸金制度を設け五円以上、一五円までを貸与することとしたが⁴⁾――

これは炭鉱だけでなく金属鉱山の場合もほぼ同様であつて、加納鉱山では飯場頭が家族持鉱夫を募集した時は五円、単身者の場合は三円を貸与するが鉱夫が一ヶ年以上勤続した場合はこれを給与し二ヶ年以上の場合は更に二円を追加している。⁵⁾

又佐渡鉱山では募集鉱夫一人について五円の手当を受けているが、鉱夫が一年以内に逃走した場合は右五円を返納させている。生野では部屋主に募集に要する実費を支給しているが、鉱夫が三ヶ月以内に逃走した場合には募集の平均額を返納させることにしている。⁶⁾

こうしたことは大正時代に入つても大体同様で大正一〇年前後においても「納屋頭カ募集ヲ為ス場合ニハ(中略)種々ノ態様アルモ普通ニハ手数料ヲ支給セズ全ク納屋頭ノ計算ヲ以テ鉱夫ヲ募集セシメ鉱夫入籍後ノ稼働賃金ノ一定割合(通常一割以内)ヲ納屋頭手数料トシテ支給スルヲ例トスルモ又M炭鉱ノ如ク募集費トシテ納屋頭ニ対シ其ノ募集鉱夫中採炭夫一先(二名)ニ付キ三十円、独身者ニハ一名ニ付キ七円ヲ貸与シ入籍後六十日間二十方稼働シタルトキハ一先ニ付テ八十円独身者ニハ

三円ヲ十五方、就業シタルトキハ夫々十五円、五円二十方出役シタルトキハ夫々廿五円、七円ヲ免除シ募集手数料ト為スモノアリ、最後ニ募集手数料ニ就キテ注意スヘキハ長崎県鳥嶼地方ノ如ク鉱夫ノ供給ヲ主ニ鉱山所在地以外ニ仰グモノニアリテハ鉱夫ノ業務ノ種類如何ヲ論ゼズ相当ノ手数料ヲ支出ス⁷⁾」というようになってゐる。

以上の如く旅費、宿泊料等、募集に要する費用は原則として納屋頭の負担となるのが普通であつたが、必要に応じて炭鉱がその一部を補充するか或は雇入決定と同時に一人につき幾許と定めて世話料を支給することもあつた。然し此の場合においても無条件に支給するのではなくあくまでも貸与であつて鉱夫が雇入後一定の期間勤続した場合にはじめて、その一部乃至全部を支給するという条件付の場合が多かつた。

これはいふまでもなく募集金欲しさのための無責任な募集を防止するためである。

納屋頭が鉱夫を募集する場合、納屋の収容力や募集費の少額ですむことなどの理由で単身者を募集することが多かつたが、明治三九年六月末現在の調査によれば単身者の最も多かつたのは高島炭鉱の六・二割、古河西部鉱業所の五・二割で平均二・

四割であつた。⁽⁸⁾単身者は有配偶者に比較して移動率が高く、そのため一方においては募集費の増大となり他方生産能率の低下を来す原因となつたので、住宅施設を拡充して次第に有配偶者を多く雇備するようになった。そしてこれがやがて納屋制度衰退の一原因となつたのである。

鋳夫を雇入れると納屋頭はこれを納屋に收容して自らの支配下に繰入れ自分が保証人となつておよそ次のような契約書を炭鋳に提出するのが例であつた。

「契約証」

第一条 法令は勿論一般御坑堅く相守り決して違背仕間敷候事

第二条 炭坑の御都合により退坑を命せらるときは何時にても直に立退き可申自分より退坑せんとするときは先づ願書を呈して御許可を受く可き事

第三条 就業時間は毎日十二時間以内たるへしと雖天災非常或は緊急を要する場合若しくは事業の都合により御命令あるときは右規定の時間外坑内は勿論坑外と雖労働を

辞せざる事

第四条 事業は総べて炭坑係員の指揮を受け附属納屋頭人繰の

申付により従事可致事

第五条 事業賃受取方は自分附属の納屋頭保証人に委託し炭坑御規定の計算日に納屋頭名儀にて受取るべき事

第六条 飯米其他諸品の支給を願うときは附属納屋頭保証人の名儀を以てし該物品相当の代価を稼き高内より仕払ふ可き事

第七条 炭坑の許可を得ずして親戚朋友と雖勝手に宿泊せしめ間敷事

第八条 喧嘩口論は勿論賭博其他風俗を乱す可き所為は毛頭致間敷事

第九条 衛生上の儀は常に注意し炭坑の御命令に従ひ不都合なき様可致事

第十条 前条契約其他御規則に違ひたるときは違約金若くは相當の処分相受候とも異議申間敷候事

今般貴坑々夫稼業の儀志願候処御許容相成候に付ては前記条項屹度相守り稼業勉勵可仕候依て保証人連印契約証如件

月 日 原籍住所 氏名

保証人納屋頭 氏名

新入炭坑支配人宛⁽⁹⁾

㊦

㊧

右は三菱新入炭鉱の例であるが第五条の賃金受取も第六条の飯米其他生活必需品の支給も納屋頭の名儀を以て、納屋頭の手を通して行われているので中間搾取はその意のままになったわけである。

さきにも述べた如く炭鉱に於ける資本制生産の発達が未熟であった時代においては、その労働力は主に炭鉱周辺の農村に停滞していた過剰労働力に依存していたが、資本制生産の発展による炭鉱の大規模化は必然的に労働力需要の増大となり、炭田周辺の狭小な労働市場だけではその充足が困難になった結果、労働者募集の範囲が地域的に拡大せられるとともに階層的にもさらに下層にこれを求めざるを得ないようになった。

特に立地条件の悪い高島炭鉱や北海道の炭鉱等では「納屋頭ハ各地方ノ博徒其ノ他ノ者ニ依頼シ、殆ンド誘拐同様ノ手段ニテ雇入レ(中略)例ヘバ昨年七月中誘拐セル二百名ノ坑夫ノ如キ、同上ノ手段ニテ京阪地方ノ悪漢ニ依頼シ、九州鉄道又ハ佐世保等ニ要スル人夫ト称シ欺瞞シテ高島ニ携ヘ来リシガ如キ是也」⁽¹⁰⁾の如く鉄道工事、土木工事、其他工場の人夫などと詐り詐欺、欺瞞の方法により、三円、五円の前賃金を餌として甘言を以て窮民、浮浪者等を釣り殆んど誘拐同様の悪辣な手段で炭

鉱に送り込んだ。

炭鉱労働の特徴である労働移動の異常な激しさは、鉱夫は炭鉱の共有であるときえいわれた筑豊地方だけでなく、何れの方の炭鉱でも労働力の不足は慢性的であつて、これを不断に充足してゆくことは容易なことではなかった。納屋制度の発生と存続の根本要因が労働力の調達、確保であり、納屋制度がその発生の当初から消滅に至るまでの間、この制度に伴う多くの弊害を認められながらも時代とともにその形態を変容しつつ昭和時代に至るまで執拗に残存し得たことは反面において炭鉱における労働力の確保が如何に至難であつたかという事実を裏書きするものである。

従つて一旦獲得した鉱夫を如何にして長く定着させ、労働力の抱留を図るかということが納屋頭の最も重要な任務であつた。

九州地方の炭鉱では古くから鉱夫募集の際に「由来炭坑坑夫には肩入金と称する一種特種の賃金前貸の風習が行われ」て鉱夫の旅費、仕度金となつていた。⁽¹¹⁾

納屋頭はこの肩入金と称する一種独特の前賃金を餌として鉱夫を募集したが、労働力の需要が急増したり、募集が困難にな

つたような場合には肩入金を遞増して鉦夫争奪の具とした。肩入金は其の日暮しで貯蓄力の少い鉦夫にとつては一見便利なようであるが、実際には弊害が多く、「肩入れ当初は肩入金束縛を受けて一時熱心に稼働するも暫時にして放縱惰慢の心を起し、漸く移動性を現わし、更に他を頼りて肩入金を調達し、終始之を反覆し各地を転々浮動する弊習を作す」(12)の如く鉦夫は肩入当時は前貸金の拘束を受けて一時熱心に稼働するけれども、やがて又移動性をあらわして他を頼りて肩入金を調達して次ぎ次ぎに移動を繰返えすこととなり、そのために却って貯蓄心と勤続性を失うという結果ともなつた。

又この肩入金は納屋頭に対する債務として残るものであるからこれが彼等をして納屋頭へ身分的に隸従させることとなり、更にこれが足枷となつて一種の債務奴隸的な立場に追ひ込み、労働強化を強いられることになるのである。

従つて納屋額はかりに鉦夫募集の費用を直接炭鉦から支給されない場合でも前貸金によつて鉦夫を縛りつけ、前貸金には水増しをしたり法外な利子をつけるなどの手段によつて中間搾取をほしいままにしたので募集を通して、その懐に入る収入は相当大きなものがあつたようである。

そのために納屋頭はより多くの鉦夫を募集することに狂奔し、手下を督励し各地の顔役や仲間と連絡をとり、貧窮農民、浮浪者その他を誘拐同様の手段まで弄して雇入れ、募集による収入の増加と、配下鉦夫数を多くすることによつてその勢力の増大をはかつたのである。

- (1) 『鉦夫調査概要』 二八頁
- (2) 『鉦夫待遇事例』 二一八頁
- (3) 同 二五〇二七頁
- (4) 『三井田川鉦業所沿革史』草稿第八卷
- (5) 『鉦夫待遇事例』 二一頁
- (6) 同 二二〇二三頁
- (7) 『鉦山労働資料』 一〇頁
- (8) 『鉦夫待遇事例』 一〇頁
- (9) 『筑豊炭硯誌』 三〇七〜三〇八頁
- (10) 『明治文化全集』第六卷社会篇 一〇頁
- (11) 日本鉦山協会『鉦夫稼働状況調査報告』
- (12) 同

二 労働者抑圧と奴隸的労働

納屋頭にとつては前貸金が経済的な負担として残ることになるので鉦夫を長く定着させその移動を防止するためには凡ゆる

手段、方法を講じたのであるが、特に高島炭鉱に於てはこれが監獄部屋の、拘置檻禁的方法となつて現われた。

高島炭鉱は離島という立地条件の不利とその極端な鉱夫压制とが嫌悪されただけでなく、当時に於ける我が国炭鉱の最先端をゆくところの資本制生産様式が却つて敬遠されて「近年高島炭鉱の鉱夫募集と聞けば如何なる窮民と雖も之に応ずる者一人もあらざるなり」という状態であつたため殆んど誘拐同様な手段を用いて窮民を雇入れたのである。

註 排水・通気・運搬系統の機械化にもかかわらず、単純作業である切羽の採炭作業は殆んど人間の労働力だけに依存することが多く、機械化によつて労働が軽減するといふよりも寧ろ、これによつて労働が強化される傾向が強かつた。又資本制生産方式下における労働者としての陶冶の不十分な、未熟練労働者たる鉱夫は寧ろ機械化されていらない粗放的経営の炭鉱で働くことを好む傾向が強かつた。

この結果彼等の姦計に欺瞞されて高島に連行された者は「ソノ最初ノ誓約ニ反スルノミナラズ、斯ル悲境ニ陥リ終身復タ社会ニ出ルノ望ミナキニ由テ、悲歎憂憤ノ余リ或ハ隙ヲ窺ヒ脱走セント欲シ、或ハ故ヲニ罪ヲ犯シ、警察ノ手ヲ借りテ本坑ヲ離

納屋制度論(一)(市原・田中)

脱セント計ル者アリ」更に甚しきに至つては悲憤の極、「或ハ海中に身を投ジ、或ハ山上ニ餓死シ又ハ坑内デ層腹縮死スル等」の如き悲惨な状態さえ出現することとなつた。

即ち労働力の調達、確保の困難さが、その離脱防止のためには如何なる非人道的な手段をも選ばぬという苛酷、酸鼻をきわめた地獄島的狀況の出現となるのである。

鉱夫の賃金は年四回に分けて炭鉱から納屋頭に渡したが、納屋頭は年二回、盆と暮とに食費、前貸金、諸雑費を差引いて渡すにすぎなかつた。希望のない生活は勢い放縱にも流れ易く貯蓄のない鉱夫は傷病等の場合、納屋頭に借金する以外に方法もなかつたので負債は年々増加するばかりで、大部分の鉱夫が十円乃至、五、六十円の負債を負つていたのであつた。中にたまたま貯蓄を心がける者がいると納屋頭はこれを最も条件の悪い切羽に廻して賃金が上らぬようにし、何時までも債務に縛られて身動きのとれぬようにした。

脱走防止のため一切島外へ出ることを厳禁し、島内の要所々々には見張番を置き、昼夜に互つて警戒する一方島内の通船業者や漁師と結託して炭鉱の認可を得ていない者は何人とも乗船させなかつた。その上外部との通信も禁止したので外界との

交渉、連絡の方法は全然なかつた。

此の生地獄を脱する方法は故意に罪を犯して警察に拘引され罪人として監獄に護送されるか、身を海中に投じて対岸に泳ぎ渡るか、或は自ら我が生命を断つ以外になかつた。漁船を盗んで脱島を試みるものや、無謀にも海峡を泳ぎ渡ろうとする者も少くなかつたが、事前に発見されたり、途中で潮流に吞まれて溺死したり、又運よく対岸に達しても監視網に引かつて連れ戻されるなどでその多くは失敗に帰した。

「捕えられて島へ連れ戻されると大納屋の土間に坐らされ、半死半生の目にあわされて改心を誓わされるか或は真裸にされて背中に『げつわり』と大きく墨で字を書かれ荒縄で両手を縛られて島中を見世物のように引廻されて見せしめにされるようなこともあった」⁽⁴⁾

炭鉱では脱走防止の目的で納屋頭と島民を結束させて次の如き約定書を作つた。

「約定書

今般貴殿作物番人給扶助費トシテ明治十九年ヨリ向ウ毎年金四十五円ツツ高島村地主総代へ贈与ノ約定相整へ候ニ付テハ、各地主ニ於テモ左ノ廉々堅ク約定致候事

一、各納屋坑夫ニシテ我々身体財産ニ対シ不都合ノ挙動ヲ為ス者アル乎、或ハ山林畑地ニ潜伏スル者アル乎、其他脱走セントスル者アルヲ認ル等ノコトアルトキハ、直ニ取押へ雇主ニ報知スルコト

一、我々所有ノ地所ニ居住スル寄留人ニシテ、通船營業ヲ口実トシ在島坑夫ヲシテ他所ニ逃走ノ便宜ヲ与へ、其他貴殿ノ營業ヲ害セント計ル者アルトキハ、直ニ地主ヨリ其地所ヲ引揚ゲ退去セシムルコト

右条々誓ヲ相守リ可申、後日ノ為メ我々当村人民ニ代リ茲ニ署名捺印スル者ナリ

十九年九月二十九日

高島村人民総代

永田寅吉

諸岡金藏

金松久三

金松造酒藏

樫山芳藏

村下伝作

川下和三太

人夫受負業納屋頭総代

佐藤友五郎 殿

福井直吉 殿

石山甚八 殿

荒木佐平 殿

山田幾太郎 殿

約定書

今般貴殿ヨリ我々営業保護ノ為メ約定書差送ラレ候ニ就テハ、
我我同業者ニ於テモ其厚情ニ対シ左ノ廉々堅ク相守可申候

一、明治十九年ヨリ向フ我々該營業中毎年八月十五日限り、作
物番人給扶助費トシテ現金四十五円宛無相違地主総代ニ贈与
スル事

右誓テ違反致間敷、後日ノ証トシテ我々同業者数名ニ代リ茲ニ
署名捺印スル者也

十九年九月二十九日

人夫受負業納屋頭総代五名連名

高島村人民総代七名宛⁽⁵⁾

右の約定は表面上は作物番となっているが其の真の目的は村
民と結託しての脱走防止対策であった。

納屋制度論 (二) (市原・田中)

「納屋頭は其配下に小頭及人繰と称するものをおき、自己と
共に其〔坑夫の行動の〕取締の任に当れり。坑夫に非行あるも
取締附属〔炭鉱の雇員〕、納屋頭及び其雇人は、之を巡查駐在
所に訴出づることをなさずして其規則に由て之を処分するもの
多しと聞けり。

納屋頭なるものは一般の人足頭と同一の者にして、其子分の
非行に当り、腕力を用ひ、一腕叱咤をもつて是非曲直を裁判
し、之がために不当の取扱いを蒙りたるもの亦少なからざるな
らん⁽⁶⁾ (犬養毅報告『高島炭鉱の実況』)の如く納屋は警察権
も及びかねる一種の治外法権的存在で納屋頭はある程度の警察
権を行使し炭鉱役員はただ納屋頭を指図するに止り鉱夫取締の
権限は一切あげて納屋頭の手の中にあつた。

明治時代から大正時代までは相当規模の大きい炭鉱でも請願
巡查を置いていた程度だったが「何しろ無茶な連中が多いので
毎月一日、一六日の勘定日(毎日切符を受取り、この兩日に引
換える制度が多かつた)には忽ち酒色と賭博、つまり飲む、打
つ、買うに浪費してしまい、納屋頭は前借の申込みに忙殺され
る状態で、この前借の紛擾から殺傷事件の起るのは尋常茶飯事
となつていた⁽⁷⁾」という有様だったので一、二名の請願巡查ぐら

いでは取締も不十分だったから（又請願調査は炭鉱主の息のかかったものが多かったので会社に不利になるようなことはしなかった）納屋頭が警官の代りをつとめ或る程度警察権まで握っていたため此の点からも鉱夫に威圧が加えられていた。

無断退坑即ち逃亡は何れの炭鉱においても納屋頭の最も警戒したところであつて、脱走に対する懲戒は何も高島に限つたことなく発見された場合は厳しい制裁を加えられるのが例ではあつたが、高島ほど無惨なものではなかつた。

但し北海道の炭鉱はその位する地理的条件から鉱夫募集が困難であり且つ非常に募集費が高かつたので高島の場合と同様に拘禁的、監獄部屋の形態をとることが多かつた。

註 大正八年度に於ける鉱夫募集費実績

地方別	一人当用費 円
筑豊地方	9,570
大牟田地方	26,720
唐津、松浦地方	19,880
高島、松島 高崎、戸鉱	10,660
北海道地方	32,210
常盤地方	3,310

その一例をあげると「夕張炭山における労働者が如何に酷遇されつゝあるやは屢々報じたる如くにして、就中清水沢部屋に居る労働者の如きは、早朝二時より夜八時までもこきつかわれたあげく、土間に藁をしきて煎餅ふとんに包まって寝るという犬か猫かの惨しき状態にあるが茲に恐ろしくも奇怪なる事おきたり。

仙台生佐藤某は何の因果にや、最早耳順の令にもなりながら働かねば喰はれぬ身なりしが、此烈しき労働と酷遇とは何として堪へられるべきや、幸い借金は働き返した筈なればとて暇を取らねば叶はじと、其旨雇主に頼み入りしところ、雇主はこれを承諾すべしと思ひの外、却つて其契約期間を無視するものなりとて、果ては打つやら蹴るやら酷い目に会はせしかば佐藤は無念の涙を流しかつても固く決心するところあり、その夜逃走を企てたるに既に五、六町も来しと覚しき頃憐れや追手のために取押さえられ、土方部屋に引き戻され、素裸にせられ極めて細き麻繩にて白米四斗二升を負わせられ、三時間佇立すべしと、彼等の所謂罰とかいふものを与へたるによはよほしき老の身のさうでも堪え難き荒繩が、メリメリと身体に喰い込む痛さに何として耐ゆられるべきや、一回、二回、三回ついに六回ま

でも倒れたところ、是非もなければ然るに鬼の如き棒頭とかいう奴其名詮自稱の棒を握り舞はして情容捨もあらしく、打つは、蹴るはついに七回目に到りし佐藤は氣絶するに到りたり、ここにおいて棒頭等は医師に見せんとて古行李に入れ持ち出でたりしが、如何にせん其夜より影も形も見えずなりたるも誠に残酷の話なるが、尚ほ斯る例は多々ある由なれば其筋の敵重なる調査こそ望ましけれ⁸⁾（明治三九、八、一〇、北海タイムス）というのがある。

納屋制度の下に於ける労働者の抑圧、搾取は高島や北海道の炭鉱に限らず各地の炭鉱でも程度の差こそあれ、広く行われたところであるが、高島は離島という、北海道は日本の北辺に位するといふ地理的な条件が加つて一層これを悲惨、苛酷なものとした。

右の高島や北海道の炭鉱にみられたような極端な監獄部屋の抑圧は筑豊炭田や唐津炭田地方の如き炭鉱の密集地帯においては許されなかつたことは前にもふれた通りであるが、納屋頭は一方においては或る程度の警察権を握り、私的制裁の暴力を背景とする威圧を以て配下鉱夫に臨んでこれを頓使し、他方においては平素の「前借金や吉凶その他の機会に配慮をうけるとい

う扶養關係⁹⁾にもとづいた「多年の縁故が自ら一種情愛の爲めに支配され互に親子の關係にあり¹⁰⁾」というような家族擬的な身分關係によつて鉱夫に粉骨碎身のな献身を誓わせて労働強化に追込んだのである。前者の監獄部屋搾取的形態を高島型と呼び後者の半封建的身分關係を基調とする搾取形態を筑豊型とでも称することができようであらう。

納屋鉱夫はすべて納屋頭に直結しその指揮、監督の下で作業に従事したが、作業個所も納屋頭の手によつて決定されるので、良い切羽を割当ててもらつたためには鉱夫は納屋頭や人繰に、焼酎一升と鶏一羽を持参するといふようなことなどは普通であつた。

長野県の製絲工場では見番という監督がいて賃金の算定、女工の監督をその手に握つていたので「工女ハ其歡心ヲ結ヒテ其私ヲ濟サント欲シ見番ハ之ニ乘シテ以テ其権刀ヲ濫用シ延イテ工女ノ風紀ヲ紊乱スルノ傾アルモノ如シ¹¹⁾」などというようなことがあつたが、炭鉱でもこれと似たようなことが行われ、良い切羽を割当ててもらつて、賃金をより多くするために自分や妻や娘の貞操をささるも犠牲にすることが珍しくなかつたといわれている。

作業時間は一応一二時間以内という規定の所が多いが天災、非常等の場合は別とするも「緊急を要する場合若しくは事業の都合により御命令あるときは右規定時間外の労働を辞せざる」と⁽¹²⁾というように一二時間という一応の規定はあつても、炭鉱の一方的な命令によつてこれを超過することも多かつたものと考へられる。

明治三九年頃における重要炭鉱の労働時間は次の如くなつてゐる。⁽¹³⁾

明治39年に於ける労働時間				
採炭名	炭鉱夫	選炭夫	運搬夫	雑役夫
夕張第一	8-12時間	12時間	12時間	
空地	12	12	12	
幌内	10		10	11
幾春別	7		10	11
夕張第二	8-12		8-12	
小野田	8-12	8-12	8-12	
内郷	8-12	8-12	8-12	
大辻	9	11		
大ノ浦	9	11		
新入	8		11	
明治	9		10	
古河西部	8		12	
二瀬	10	12	11	
三井山野	10	12	10	
忠隈	10	12	12	
三井田川	7	12	12	
赤池	10	11	11	
峯地	7	9	11	
海軍新原	9	11	12	
相知	9	10	10	
芳谷	8	坑外夫	は10	
三池	11	12	12	

又これを職種別にみれば

明治43年に於ける一日の平均就業時間	
坑夫	11 時間
選炭夫	11.20
職工	10.50
運搬夫	11.00
雑夫	11.40

となつてゐる。⁽¹⁴⁾

右によれば一見採炭夫の労働時間が短いように見えるが「坑夫の就業時間は十二時間にして(中略)其坑夫が十二時間執る処の作業苦役は、先づ第一に坑内一里二里の所に到り」と⁽¹⁵⁾いふかつての高島炭坑の場合の如く、坑口から採炭現場ま

での往復時間等を加へると就業時間は少くとも十二時間程度は普通であつたものと思われる。納屋鉱夫の労働時間が一般鉱夫の労働時間に比較して特に長かつたとはいえないかも知れぬが問題はその労働強度にある。

「事業は総べて炭坑係員の指揮を受け附属納屋頭人線の申付により従事可致事」⁽¹⁶⁾のように二重の監督下に於ける労働密度は必然的に高まらざるを得ない。然もこれは納屋頭の暴力を背景と

する監視、監督下の採炭労働であるから、勢い奴隸労働的傾向を帯びることとなり、その典型的な姿を明治前期の高島炭鉱に於てみる事ができる。通気施設の不十分であった当時の高島では切羽の温度や湿度が非常に高かったが採炭夫は其処で鶴嘴やマイトで採炭して畚に盛り重量一五・六貫乃至二〇貫のものを一・二町離れている坑内運炭軌道へ運んで炭車に積込むという重労働の連続であった。然し労働の厳しさは単に高島に限られたことでなく、機械化されていなかった当時の採炭、運搬の作業はその殆ど過程が人力に頼らざるを得なかったために「小石ハナという女鉱夫は肥前多久の炭鉱で働いていた際、夫の後向きとなって匍匐して三五〇斤の荷を挽き四三〇間の運炭道を二四往復して二日分の賞与を得たことがある」⁽¹⁷⁾の如く採炭作業が重労働の連続であることは何処でも変りはないが納屋頭による作業督励に問題があった。

「斯る驚くべき境界と斯る労働を為すにも拘らず、炭坑舎の規則として、分秒の休憩も与えず、小頭人繰をして採炭の個所を巡廻監督せしめ、少時を怠る者あれば、携帯のこん棒を以て殴打苛責せり、是余が小頭人繰等を目して青鬼赤鬼と云うも堂理なからんや、又人夫中過度の労力に堪えずして休憩を請ひ、

或は納屋頭人繰の意に逆う者ある時、見懲と称して其坑夫を後手に縛し梁上につり揚げ、足と地と咫尺するに於て打撃を加へ、他の衆坑夫をして之を觀視」⁽¹⁸⁾させて、みせしめとし又坑夫が仕事を怠けたり、反抗したり、規則を犯したりすると納屋頭配下の人繰が文字通り管杖鞭撻し若し抵抗でもすれば徹底的に痛めつけて半死半生の目にあわせる。

「五、六年前迄は該坑の規則に背きたる者は倒さまに見セシメ台にツリ下げ、生松葉にて之をくべ、其叫号の外へ洩れん事を恐れて糸にして口を縫ひ塞ぎ、或は肛門に薪木を突き込む等の惨毒を恣にせしむ其後は之を廢したりといへり」⁽¹⁹⁾の如く甚しい場合は拷掠機に逆吊りして、坑夫環視の中で打撃するなど残忍を極め、なぶり殺しにされることも珍しくなかった。従って「彼の坑夫なる者は身に疾病あるにあらざるよりは如何なる日如何なる時と雖ども一日も休業することを得ざるなり」⁽²⁰⁾というような徹底的な強制労働が行われた。

かかる暴力の威嚇による高島炭鉱の奴隸的労働は寧ろ鉄鎖と鞭に象徴せられる三池炭鉱の囚人労働以上の残酷さであったが、高島の監獄部屋的強制労働は最も極端な例で、他の炭鉱の納屋坑夫がすべてこれと同様だったわけではないが、納屋頭を

頂点として、人繰、勤場等を巧妙に配置し「弱はる坑夫を励まして、土を喰つても炭は出させる」⁽²¹⁾の如く程度の差こそあれ、封建的な親分、子分の身分関係の上に立つ暴力的な圧力を背景とし、私的制裁を労働強化の武器として労働力の搾取を強化するという点においては変りはなかった。

- (1) 『明治文化全集』第六卷 五頁
- (2) 同 一一頁
- (3) 同 一〇頁
- (4) 『高島町文化史』 一〇頁
- (5) 『明治文化全集』第六卷 一二—一三頁
- (6) 隅谷三喜男『日本賃労働史論』 一四二頁
- (7) 『日本石炭読本』 三三八頁
- (8) 戸崎繁『監獄部屋』 三八—三九頁
- (9) 馬場克三『個別資本と経営技術』 一七四頁
- (10) 『筑豊炭硯誌』 五二四頁
- (11) 『職工事情』第一卷 二〇〇頁
- (12) 『筑豊炭硯誌』 三〇七頁
- (13) 『日本鉱業発達史』下巻 三八三—三八四頁
- (14) 同 三八四頁
- (15) 『明治文化全集』第六卷 四頁
- (16) 『筑豊炭硯誌』 三〇七頁
- (17) 『頭領伝』

- (18) 『明治文化全集』第六卷 四頁
- (19) 同 一四頁
- (20) 同 一九頁
- (21) 『頭領伝』

三 鉱夫の賃金と納屋頭の搾取

納屋制度の下に於ける鉱夫の賃金に関しては具体的な資料の残されているものが非常に少いため賃金展開の過程を辿ることは至難であるが断片的な資料を基礎として考察してみる。元来炭鉱では職工、雑夫等の坑外夫は日役といって、定額時間賃金であり、採炭夫は出来高賃金を原則とし、仕繰夫、選炭夫、運搬夫は出来高制によるものもあり、定額制によるものもあり又此の両者を併用する所もあって炭鉱によってそれぞれ異っていた。

黒田藩の仕組法の統制下に於ける労働者は自由な賃労働者ではなかったたので、その賃金に相当する「山元救渡」は正当な労働の報酬とはいえなかった。

この山元救渡は年一回冬季に一割の利息をつけた前貸金で山元労働者の最低限度の生活さえも保証できかねる程度のもので仁政を看板とする藩庁の恩恵的な御仕着せであったが天保八年

(一八三七) 當時は石炭一〇〇斤について五文となっていたので一日二、五〇〇斤の採炭能率であったとして計算すると一日の所得は一二五文となる。¹⁾ 其後再三に互る山元村からの嘆願によって少しづつ増額されてはいるが、こうして奴隷的労働者に対する封建支配者の慈悲的賃金が明治初頭以降の炭鉱労働者の低賃金を規定する基準となったことに間違いはない。

三池地方では早くから藩営マニユの下においてはほぼ近代労働者に近いものが形成せられており、その賃金については「嘉永七年(一八五四) 筑後三池に於ては(中略) 一人の賃金三百匁²⁾」とあるだけで具体的な給与状況を知ることとはできないが、賃金算定については次のような方法をとった。

「採掘した石炭は箆又は天秤棒で運んだ、箆には本箆、八合箆七合箆、六合箆、五合箆の大小五種類があり本箆は約八〇斤入りで最も大きくてこれが標準となっていた。

坑口には検炭の役目をする柴刺という下級係員がいて坑夫が坑口に担い出した石炭の数量を調べた、例へば五番のものが一荷担って坑口に来ると五番と呼んで柴刺は板に打ちつけてある五番の釘へ柴の葉を一枚刺し、二度来ると二枚刺すという具合にして各人の運搬数量を記録したが柴は破損し易く間違いが多

かったため後には穴明きの一厘銭を使用したという原始的な計算方法で採炭夫の出来高賃金を支払っていた。³⁾

明治五年五月三藩県から三池藩の稲河山炭山、小野家の平野山炭山に対して各坑の定員及び賃金の統一を命じているがこれによると

「一、穿子 無定員	一人賃 十五銭
但し 一人穿	十七銭
一、荷夫 同	一人賃 十四銭
一、手代 兩名	同上等 二十銭
	同下等 十五銭
一、頭取 兩名	同上等 十六銭
	同下等 十五銭
一、日雇 四名	同 十二銭
一、油方	同 十一銭
一、石取	同 九銭
一、小使	同 七銭
一、風呂焚夫	同 十銭

とあるが、⁴⁾ 穿子即ち採炭夫の賃金一人賃、一五銭但し一人穿、一七銭となっているが請負賃金の具体的な内容は不明である。

明治初期の納屋制度下における鉱夫の賃金についての記録は殆んど見当たらないが、明治十二年の小倉篠崎山炭山の鉱夫賃金は次のとおりである。

「明治十二年小倉篠崎山炭山勘定帳

記

十一月二十八日 一、金一円五十四銭
但一人に付二十二銭也 日役七人代

同 二十九日 一、金一円三十二銭
但右同断 同 六人代

同 三十日 一、金一円三十二銭
同 六人代

十二月 一日 一、金一円五十四銭
同 七人代

右同日夕より一番 一、金 五十四銭
但一人に付十八銭 水引三人代

同 夜番 一、金 五十四銭 同 三人代

十二月二日一番 一、金 五十四銭 同 三人代

同 二番 一、金 五十四銭 同 三人代

同 三番 一、金一円三十二銭
但一人に付二十二銭 日役六人代

小計 九円二十銭

十二月四日 雇頭高山久兵衛に支払
排水夫は日給一八銭で同じく定額の日役日給の二三銭は排水夫に比較して高額となっているが、この日役の職種は不明である。

十一月二十八日から二月三日まで延べ四四人、六日分の賃金九円二〇銭也が炭鉱から一括して雇頭に渡されているが、此の中から何程かの手数料其他を差引いて鉱夫に支払つたものと思われるが、これだけでは實際の手取金額は判明しない。

明治前期の鉱夫の賃金については正確な資料が少ないが筑豊地方の平均賃金は大体次のようになっている。

年次	職種	賃金
明治11年	坑夫平均	23銭 5厘
12	採炭夫	22 0
	排水夫	18 0
13	採炭夫	23 0
14	〃	24 4
16	〃	24 0
	日役	18 0
17	採炭夫	30 0
	日役上	30 0
	日役中	25 0
	日役下	15 0
18	採炭夫	不明
	日役男	13 0
	日役女	8 0

大之浦炭坑

筑豊地方の米価

年次	玄米一石の時価
明治9年	5円13銭
10	5 34
11	6 39
12	7 96
13	10 57
14	10 59
15	8 81
16	6 31
17	5 29
18	6 61
19	5 99
20	4 94

筑豊地方各炭鉱一日平均賃金 (明治30年現在)

炭鉱名	賃金	炭鉱名	賃金
金田	58 銭	赤池	58~59
第二新	70	御徳	44
第一大	60	本城	60
長津	60	三笠	50
第二大	60	鯨田	60
第三大	60	目尾	60
深阪	68	庄司	60
馬場山	80	相田	60
岩崎	60	高野	55
朝日	55	潤野	50
大君	60	小正	60
新入		小確	60
第一坑	57	笹原	70
第二坑	59.5	忠隈	65
第三坑	58.2	下山	60
第四坑	56.5	田川探	60
第五坑	54.2	小松ヶ	50
平均	57.1	金田	58
第一大の浦		豊国	60
上	65	豊洲	50
中	50	糸飛	70
下	34~35	上位	70

(註) 賃金は各職種の平均で、約何銭又は何銭前後となったものが多い (『筑豊炭鉱誌』より摘出)。

納屋制度論 (一) (市原・田中)

炭鉱名	寄宿料	採炭夫1日の手取賃金	炭鉱名	寄宿料	採炭夫1日の手取賃金
夕張第一	1ヶ月7円20銭	1円 34.2銭	古河西部	" 22~23銭	87銭
" 第二	蒲団代 60銭	1円 22.6銭	鯨田	" 22銭	59.2銭
空知	" 6円50銭	97.1銭	忠隈	" 坑内夫23銭 其他 22銭	75銭
幌内	蒲団代 7円50銭	1円 00.2銭	三井田川	" 17~18銭	80銭
新夕張	" 8円	1円 15.5銭	赤池	" 米一升	65銭
第一大	日に付 24銭	65銭	添田	" 25~26銭	70銭
三好	" 23銭	65銭	新原海軍	" 22銭	62銭
大之浦	" 24銭	63銭	三池	年限により 差違あり	56.6銭
新入	" 22銭	64銭	相知	23銭	69銭
満ノ浦	" 24銭	65銭	高島	1日に付白米1升分 茶代 4銭5厘	64.7銭
本洞	" 22銭	63銭	岸獄	" 25~26銭	68銭
明治	" 22銭	64銭	杵島	" 30銭内外	60銭

單身鉱夫一日又一ヶ月ノ寄宿料及ビ賃金 (明治三九年)

各職種の平均賃金は馬場山香月の八〇銭を最高として最低は御徳の四四銭となっているが、『筑豊炭鉱誌』の数字もおよそ大体の平均を示したものにすぎないので、正確な賃金を算定することはできない。

○三池、動続1カ年未満 寄宿料 16銭
1カ年以上 15銭
3カ年以上 13銭5厘
○明治ハ外ニ2銭ヲ鉱業人ヨリ補給ス

(寄宿料は「鉱夫待遇事例」八七頁)
賃金は同五一、五四頁)

(註) 右の炭鉱は必ずしも納屋制度を採用するものでなく従つて寄宿料はすべて納屋料というわけではない。

明治二〇年前後の高島炭鉱では「納屋頭ヨリ坑夫ニ下与スル賃金ハソノ採掘高ヲ以テ定ム。故ニ一定ノ標準アラザレドモ、大概四人連帯ニテ一噸五分ノ二入ノ炭箱拾六個採掘スル者ニハ各拾八九錢ヲ与フル例ナレドモ、右ニ記スル文ケノ採掘ヲ為スコトハ尋常ノ坑夫ノ能クスル所ニアラズ、大概拾四五錢ノ平均ニ止マル者トス」(一屯五分の二の一六倍は二二・四屯で一人当にすると五・〇六屯となる)とあるが当時「探炭夫一人一日の採炭高は各炭坑により異なるも平均二屯内外、特殊の場合には〇・四七屯乃至四・二屯になることもあり」(9)の如く平均二屯前後で四・二屯になるのは特別の場合であつた。高島では一屯五分の二(一・四屯)入りの炭函、一六函を基準としていたから四人一組で二二・四屯、一人平均五・六屯という計算になる。此の基準に達した場合にはじめて一八・九錢を与えられるのであるが、採掘した石炭はそのまま正味を計算されるのではなく「炭坑社は掘出し来る石炭一貫目を八百目と計算す。此二割の

割引は量目の欠を補ふが為めにして即ち坑内にては水に濡ひ量目の多きも、坑外に出て漸次乾燥するに從ひ其量目を減少するに由り予め之を割引するなり」(10) (「犬養毅報告」、『朝野新聞』明治二一、九、七)ということでも十分検査することもせず頭から二割を差引いた上更に「瓦斯落と唱へて炭中少しにても石塊を混ずれば其賃銀を没収する」(11) (警保局長談話『東京日日』明治二一、九、一五)など一方的に割引を行ったので、右の基準に達することは通常の間では不可能に近く、従つて此の場合の賃金一八・九錢は結局絵にかいた餅であり、大抵一四・五錢に止らざるを得ないのである。このように不可能に近い目標を掲げて労働を強化し、剰余価値の収奪を行ったのであるが、尚これだけに止らず「此外に先年は坑内修繕及び衛生費補助として四分の割引をなすの法ありしが今は之を廢止せり。但し之を廢止したる際、其の代りとして、賃銀を引下げたりと言ふ」(12) (同前)などの如き不合理な割引があるが如何に厚顔な炭坑社と雖もまさか坑内修繕費を鉱夫に割当てるとは考えられないので、これは恐らくは「高島炭坑々夫手続」の中に見える「右賃錢ノ一割ヲ差引キ、内六分ハ納屋頭ノ手数料トナリ、四分ハ納屋新築修繕及び衛生費ノ補助ニ充ツ。即ち定額ノ賃錢ヨリ差引ク

者ハ、忽計二割ニシテ、余ハ坑夫ノ收入ニ帰ス」の納屋新築修繕を誤つて伝えたものであると思われる。

然し納屋の新築、修繕費は当然炭坑社が支出すべき設備費であるのに、これを労働者に、然も少くとも直接には会社と雇傭関係のない納屋鉦夫に割当て、その賃金から差引くというのは不合理も甚だしいことであるし又右の外に一割の名目不詳の控除がある。

賃金については「坑夫の労働時間は一日十二時間にして其報酬平均僅に二十二・三銭に上らず」(今外三郎『高島炭鉦』)⁽¹⁴⁾「先山は日給凡廿五銭より卅銭にして、後山は十五銭より二十銭なり。然れども唯其日給の名あるのみにして其実なし」(松岡奴一『高島炭鉦の惨状』)などと色々であるが、「高島炭坑々夫取扱手続」によれば「其賃銀ハ一日二十七銭(先山)二十五銭(後山)ニシテ日役ト唱へ、坑内修繕枠入等ニ使役スル者ナリ。亦間数ニテ受負ハシムル事アツテ、其ノ得ル所ノ賃銀ハ場所ノ難易、坑夫ノ勉不勉ニヨツテ、不同アリト雖モ、二十銭乃至三四十銭ヲ得ルアリ。或ハ時トシテ十五六銭乃至五十銭以上ニ当ル事アレドモ、概ネ日役賃銀ヲ以テ標準トナス。採炭賃銀ニ於テモ、場所ノ難易、坑夫ノ働キニヨツテ不同アリ。即チ一

納屋制度論(二)(市原・田中)

人ニテ一函半(一屯は二函半に当る)乃至六函ヲ採掘スルアリ。其ノ賃銀に於テモ、最遠、遠、中、近、最近ノ区別アリテ、一人ノ賃銀凡ソ十八銭乃至三四十銭ニ当ルコトアレドモ、是亦日役賃銀ニ当ルヲ以テ標準トナス」⁽¹⁶⁾とあつて採炭夫その他坑内夫の賃金は日役賃金を標準として決定せられている。然しこれも間もなく物価低落の理由で引下げられている。

即ち日役先山の廿七銭を二十五銭に、同後山の二十五銭を二十三銭五厘に引下げ、採炭賃金もこれに準じて減額するとともに支給品の代価も引下げている。

右の如く賃金はそれぞれ異つていて何れを正しとすることもできかねるが、右の「坑夫取扱手続」のものを二年当時の賃金とみて大差ないであろう。

右の如く鉄夫の無智に乗じて賃金の算定も増減も炭鉦の意のままに一方的に決定せられた上に更に納屋頭によつて賃金のピン勿ね、前賃金、食費其他の諸雑費を差引かれるなど、ほしいままに中間搾取を蒙つた。即ち、「此外に納屋頭は坑夫賃銀の内より手数料として六分を引去り、又無名称にて一割を引去る法なり。何の爲なるにや……蓋し食料及び前賃金に対する保険料として課税する者なるべし」⁽¹⁷⁾(「犬養毅報告」、『朝野

新聞』明治二一、九、一一)

「而シテ是等坑夫ノ需要スル物品ハ、何品ニ限ラズ、凡テ納屋頭ノ手ヲ經テ炭坑社ヨリ購入セザルベカラザル規則ニテ、其価直ハ通常ノ相場ヨリ大概三割乃至五割ゾツ高直ニ売付ラルル其上ニ、納屋頭ヨリ若干ノ口錢ヲ貪ラルノ故ニ、一回ノ飯料拾貳錢位ニ上リ且ツ坑夫等ハ其日々使用スル鶴嘴雁爪等諸機械ヲ購求シ、其他納屋賃、油料、湯錢、草鞋等モ自弁セザル可ラザル規則ナレバ如何ニ勉強スル者ト雖ドモ、其賃銀ハ納屋頭ヨリ毎年二回ニ受取レドモ(尤モ納屋頭ハ炭坑社ヨリ毎年四回二分チテ受取ル)唯其負債ノ増加ヲ示サザルマデニテ毫モ所得ナク如何ナル坑夫ト雖ドモ一旦茲ニ來レバ必ラズ十円内外乃至五十円ノ負債ナキハナシ」(吉本襄『高島炭坑々々処遇の実況』)といふような実態であつた。

鉦夫の賃金は炭鉦からは年四回に分けて納屋頭に一括して渡していたが、「納屋頭より坑夫に給料を払ひ渡すは年二回即ち孟蘭盆会日と節季なるを以て、坑夫は其間何程の勞力を為して何程の飲食を為せしか、之を記憶する能はざるを以て、納屋頭が如何なる胡魔化子勘定を為すも、坑夫は之に精確なる答弁を為す能はずして、納屋頭の言ふがままに唯々諾々するに至る。是

れ坑夫の常に怨恨、疑惑を抱く所以にして、且つ負債の年月と共に愈々増加する所以なり」(三宅雄二郎『三千の奴隸を如何にすべし』)といふように、納屋頭は盆と暮との二回に食費、前賃金、諸雜費を差引いて勘定するのが例であつた。即ちこれは近代的賃金としてではなく、奉公人關係に対する扶養賃金的な節季勘定を意味するものであると考えてよい。従つて半年間は納屋頭の方で一方的にこれらの諸費用を記帳勘定するだけで、其間に如何なるごまかしやピン劔ねがあつても解つたものでもなく、鉦夫達はこれに対して常に疑惑と不服を抱きながらも暴力的な威圧の前には一片の抗議すら申出ることができなかつた。

朝野新聞から派遣されて高島炭鉦の事情を調査した犬養毅は鉦夫の賃金及び割引高を次のように計算している。

「塊炭一函	平均	十二錢
粉炭一函	平均	七錢六厘強
炭坑社割引二割(量目補欠)		
納屋頭	一割六分	

以上總計三割六分を引き去れば採炭一函の賃金左の如し

塊炭一函	平均	六錢三厘
------	----	------

粉炭一函 平均 六錢三厘

四人組合 一日平均 十四箱

此賃金八十八錢二厘、一人平均二十二錢強

賄料合計九錢六厘(飯代六錢五厘、菜代八厘、魚代一錢、

牛肉スープ三厘、牛肉六回無料)

使用品三錢八厘(鶴嘴、雁爪、杵、水桶、六尺棒、下帯、

手拭等の一月平均)

湯銭二厘、草鞋一錢一厘(一足五厘五毛、一日平均一足)

合計十四錢七厘

残額 七錢三厘

此内より煙草(五十目玉五錢、平均一日二厘強)を喫し酒

(一合二錢、但し一人二合乃至三合限りとす)を飲み衣服を調

ふるため若干を消費するも、若し其の飲酒を節減し博奕を禁止

するに於ては、猶ほ一ヶ月一円内外の貯蓄は為し難からざるべ

し」と述べているが、大部分の鉱夫が前借金をもっていたの

で、更に前借金の月賦支払分として残額七錢三厘の三割に当る

二錢二厘を差引けば五錢一厘しか残らない。従つて博奕を禁止

し、禁酒、禁煙して着のみ着のままに他に何も使わず月に二

〇日間稼働すれば計算上からは約一月の金が残ることになる。

納屋制度論(二)(市原・田中)

然し非常な重労働に従事する鉱夫に右のようなことを望むことは無理なことで飲食費其他に若干の出費のあることは当然であることなどを考へると、實際の手取賃金はいくらもなかったものと思われる。

炭坑社が制定した「高島炭坑々夫取扱手続」は「坑夫一日、経費併所得」として次のように述べている。

「坑夫一日ノ賃銭ハ二十五銭ヨリ二十三錢五厘ニシテ、賄料其他需用品ヲ差引キ一日ニ得ル所ノモノハ、概ネ八錢乃至十錢以上ニ当ル、其ノ賄料需用品ハ凡ソ次ノ通り、

金六錢五厘 賄料

金 八厘 野菜

金二錢 魚肉

金 五厘五毛草鞋

金二錢 鶴嘴、其他事業道具、風呂銭、牛肉スープ

代其他

金一錢 晒木綿、手拭、衣類、腹掛、蓑代トモ

合計、十二錢八厘五毛⁽²¹⁾

となつていて前記犬養の報告と比較すると賃金において若干高くなり、賄料において約二錢安く見積つてゐる。

右の賃金二三錢五厘乃至二五錢から賄料、需用品代の一二錢八厘五毛を差引けば数字の上では尚一〇錢以上のものが残ることになるわけであるが納屋頭の搾取は決してこれだけに止るものではない。「納屋頭ノ所得ハ坑夫事業高ノ六分ヲ手数料トシテ領収シ」の如く表面上は鉦夫賃金の六分を取る規定となつていたが、色々な名目の下に悪辣な手段によってピン劔ねを行ひ一割乃至二割、場合によっては五割にも上る高率の搾取をほしひままにしたが、これは公然の秘密であり、寧ろ炭鉦によって公認せられていたと言つてもよかつた。

以上の如く納屋鉦夫の賃金は名目的には一応決定してしたが、炭鉦資本と納屋頭とによる二重の搾取を受け「高島炭鉦坑々夫は所定の賃金なきにあらず、然れども實際は種々の詭法ありて奪ひ取る処となり一錢も身に着けるを許されず」(吉本襲²²)『天下の人士に訴ふ』という有様で唯日給の名があるだけで其の實なく納屋頭から鉦夫の手に渡る金は零に等しかつた。まして生身であり、危険な坑内での重筋労働である以上、時に傷病の發することも当然のことであるから、その場合は更に納屋頭への負債は累加するばかりで「如何ナル坑夫ト雖ドモ一旦茲ニ來レバ必ず十円内外乃至五六十円の負債ナキハナシ」となり⁽²³⁾

「坑夫が負債は日一日年一年に増加して遂に弁済の路なし」となり、働けば働くほど借金は増加する一方で、その結果「坑夫の前借たるやわずかに金三円内外に過ぎず、而して一旦高島の坑夫となれば、終生此の島を去る能はざるに至る」というような債務奴隸的狀態に追込まれて骨の髄までしゃぶられる吸血鬼的な搾取を蒙つたのである。⁽²⁵⁾

以上述べた高島炭鉦の場合は納屋頭によって中間的に搾取された最も典型的な例であるが納屋制度をとり、飯場制度を採用する以上、程度の差はあつても納屋頭によって抑圧され搾取されたことに変わりはないが、筑豊をはじめ各地の炭鉦の場合、高島の如く正確な資料が残されていないので具体的な内容を究明することが出来ないことは非常に残念である。明治三十年當時、安川系の赤池炭鉦及び豊国炭鉦では「坑夫の大納屋に同居するものは一日十七錢の食料費を納屋頭に納むと言ふ」とある。⁽²⁶⁾

又三井山野炭鉦では明治三一年から三五年まで鉦夫の一部を納屋に收容して小規模な納屋制度を採用していたが、賄料は一日二〇錢で、草鞋、石鹼、石油等を納屋頭が給与する場合は二七錢を徴収していた。⁽²⁷⁾

常盤地方では納屋頭が一括して賃金を受け五分乃至一割位を天引した後鉦夫に渡していた。⁽²⁸⁾

こうした納屋頭による搾取は納屋制度が改善せられた筈の明治末年から大正初期にかけても、その実質に於ては以前と變ることがなかったものと見え、三菱新入炭鉦に於ては、「坑夫ノ賃金ハ平均七十錢ニシテ日ニ依リテ所得一円以上ノ多キニ上ルモノアリ。一日七十錢ハ素ヨリ多カラズト雖將又彼等ニ浪費ノ風アリテ肉体的快樂ヲ得ンガ為メニ所得ノ全部ヲ投ジテ尚足ラズト雖、妻アリ子アリ其他係累アルモノハ之ヲ以テ其生活ヲ維持シ尚多少ナリトモ他日ノ貯金ヲ為スベキナルモ、不幸彼等ニハ何等ノ余財ナシ。……彼等ハ常ニ納屋頭ヨリ前賃金ヲ受ケ居リ、日々ノ労働ニ対スル報酬ハ其賃金ノ割払金トナリ担保スルノ用ヲナスノミ。即坑夫ハ炭坑ノ為ニ働キ炭坑ヨリ報酬ヲ与ヘラルルニアラズシテ納屋頭ノ為ニ働キ報酬ハ納屋頭ニ支給セララルルナリ（中略）

彼ノ高島炭坑々夫中ニハ箆筍ヲ飾リ掛軸ヲ飾ル等ノ余裕アル坑夫相当多数ヲ占ムルニ比スレバ大ナル相違アリ。新入ニ於テハ行李一二個ヲ有スルハ先ヅ有福ナル坑夫ト称スルコトヲ得ベシ。斯ノ如ク負債ニ苦シミ窮乏ニ苦シム結果ハ坑夫ノ逃亡スル

モノモ出カラズ」⁽²⁹⁾（三菱合資会社調査課『労働者取扱方に関する調査報告書』）と、三菱本社から派遣された調査員も納屋頭の強度な搾取と鉦夫の窮乏を卒直に認めている。

又鯨田炭鉦は

「成年坑夫一人ノ収入ハ一日平均四十錢乃至六十錢ニシテ七十錢ヲ越ユル者ハ優良坑夫若クハ精勤者ナリ……坑夫ノ生活ハ依然トシテ其日暮シナルノミ。只鯨田炭坑ニ於テハ納屋制度比較的徴力ニシテ直轄坑夫及世話方坑夫両制ノ存スル為納屋制ノ弊モ少ク、從テ坑夫ハ新入炭坑ニ於ケルガ如キ納屋頭ノ圧迫ニ苦ムモノ少ク又其収入モ中間者ニ没収セララルルモノ少シ」⁽³⁰⁾（『労働者取扱方に関する調査報告書』）とあり、同じ三菱系の炭鉦でありながら平均賃金は新入より低くなっている。

鯨田では納屋制度の改正に早くから手をつけていたため納屋頭の力が弱く、中間搾取の弊は少かったようである。

然し調査報告書が「坑夫ノ生活ハ依然トシテ其ノ日暮シナルノミ」と報告していたように、特に納屋鉦夫の生活が惨めなものであったことに変わりはない。

唯、其後高島炭鉦の納屋制度が改善せられたものと見え、箆筍を飾り、掛軸を飾る余裕のあるものが相当多数を占める状態

にまでなっていることは異とするに足る。

- (1) 遠藤正男『九州經濟史研究』一六二頁
- (2) 『明治工業史』鉱業編 七四―七五頁
- (3) 『三井三池鉱業所沿革史前史』草稿
- (4) 同
- (5) 津井淳『日本石炭読本』三二〇―三二二頁
- (6) 同
- (7) 同
- (8) 『明治文化全集』第六卷、一〇頁
- (9) 『明治工業史』、鉱業編
- (10) 『日本賃労働史論』二六五―二六六頁
- (11) 同 二六六頁
- (12) 同
- (13) 大山敷太郎『親方制度の実態』七三頁
- (14) 『明治文化全集』第六卷、二一頁
- (15) 同 五頁
- (16) 『親方制度の実態』七三頁
- (17) 『日本賃労働史論』二六六頁
- (18) 『明治文化全集』第六卷、一〇―一一頁
- (19) 同 一九頁
- (20) 『人と人』第六卷第七号
- (21) 『親方制度の実態』七二頁

- (22) 『明治文化全集』第六卷、七頁
- (23) 同 一一頁
- (24) 同 五頁
- (25) 同 二〇頁
- (26) 『筑豊炭硯誌』六三七頁
- (27) 『三井山野鉱業所沿革史』草稿第一五卷
- (28) 『炭硯聚落』二七二頁
- (29) 『人と人』第六卷第八号
- (30) 同

作業用品、日用品等の販売による中間搾取は売勤場を通して行われ、これが又納屋頭の大きな収入源となった。

大凡の納屋には勤場が開設せられていて(やがて種々の弊害に鑑みて次第に炭鉱直営の福利施設としての売店、購買部等に変つてゆくのではあるが)納屋頭が直接に或は自分の息のかかったものに経営させていた。

「日用品は概ね廉価を旨として炭坑より売捌き之を売勤場と呼び做せり、斯業幼稚の頃には一方に於て坑夫の賃銭を高くするも売勤場の物価を不廉にし彼れに失うものを以て此れに利する傾き」⁽¹⁾が強く半ば強制的に自己の売勤場の物品を購入させた。

明治三〇年一〇月の忠限炭鋳売勤場の物品の相場は

白米一升 一三銭八厘

酒 一升 二四銭

種子油一升 三五銭

石油一升 一四銭

となつてゐる。

又明治三〇年一〇月頃の三菱新入炭鋳の例をあげると「本坑の売勤場は他坑の如く炭坑附属の事業にあらざれば日々の取引凡べて現金に抛らざるべからざるの煩ひあり、故に事務所に於ては特に坑夫の便を計り各納屋頭の住宅毎に日用必需品を売捌かしめ毎月二回坑夫の賃金勘定の当日其の代金を受領することとせり今予が視察の際納屋の店頭⁽²⁾に貼付せし重要品の手数料を挙げれば左の如くなりき

米一升につき三厘、酒一升につき三銭

油、同上、二銭、味噌一斤に付五厘

醤油一升到付五厘

右の外事業道具たる鶴嘴、ホゲ、雁爪、担籠、担棒等は皆納屋頭の手⁽³⁾に買い入れて之を坑夫に購はしむ」(炭鋳直営の売勤場がある場合にも納屋には大凡これとは別に日用品、食料品、

納屋制度論(二) (市原・田中)

作業用品等を販売する納屋頭経営の売勤場が設けられていて、炭鋳の売勤場から納屋頭が物品を仕入れて配下鋳夫にこれを購入させていた。)

売勤場では普通、日常生活必需品、食料品、作業用品等が販売せられていてその多くは現金を所有しない鋳夫に市価より五分も一割も高い品物を半ば強制的に買わされることが普通であつた。

特に高島炭鋳では「是等坑夫ノ需用スル物品ハ、何品ニ限ラズ、凡テ納屋頭ノ手ヲ経テ炭坑社ヨリ購入セザルベカラザル規則ニテ、其ノ値直ハ通常ノ相場ヨリ大概三割乃至五割ツツ高直ニ売付ラル」ということで鋳夫の無智に乗じて三割から五割に及ぶ暴利をさえ貪られることがあつた。

古河鋳業が大正八年に調査した「古河鋳業使用人一般状況」の一節に明治四〇年以前における飯場制度の状況を述べている。即ち「明治四〇年迄ニ於テハ坑夫ノ募集ハ、今日ト同ジク頭役ノ負担ニテ之ヲナシ、鋳業所ヨリハ何等ノ援助ヲ与フルコトナカリキ。而シテ当時ニ於ケル頭役ノ実収入ハ僅少ナリシニ反シ、鋳夫募集費用ハ今日ニ比シ多額ヲ要シタリシガ故ニ、之レガ補填ノ關係上頭役ト所属鋳夫トノ間ニ種々面白カラザル問題

ヲ生ゼリ即チ當時普通ノ鉞夫ハ、近原ニテ之ヲ募集スルコトヲ得タレドモ、坑夫、支柱夫、進鑿夫ノ如キハ遠ク福井、岩手、秋田等ノ他県ニ出張シテ募集シ、且ツ応募者ニ對シテハ前金ヲ与フル習ナリシ為メ其往復費ヲ加算スル時ハ、頭役ノ負担ハ実ニ輕カラザルモノアリキ。然ルニ一方頭役ノ実收入ハ今日ニ比シ遙カニ僅少ナルモノニテ、入坑々夫一工ニ付金壹錢ノ手数料ト一カ月間ヲ通ジテ工數ノ多少ニ由ル參円乃至拾壹円ノ入坑奨励手當ヲ得ルノミ。仮リニ其ノ番割鉞夫五十人ヲ有スル頭役アリトセバ、一カ月約式拾五円ヲ得ルニ過ギズ。此外採鉞ニ従事スル頭役ニハ、特ニ入坑就業ヲ許セド、其操業時間ハ普通坑夫ノ二分の一ヲ超エルコトヲ得ザルガ故其所得賃金ハ、普通坑夫ノ半額ニ過ギザル也。此零細ナル收入ヲ以テシテハ、到底其体面ヲ維持スル生活ヲナスコト能ハザリキ。如此ノ坑夫募集ノ為メ投シタル多額ノ費用ハ勢自己飯場ニ於テ売却スル物品ニヨリ回収スルノ余儀ナキニ至レリ、當時ノ制度ニテハ新米坑夫ハ、二ヶ月ニ於テ、初メテ最初一ヶ月間ノ稼賃金ヲ収得スルモノナリシヲ以テ其時ニハ、既ニ飯場頭ヨリ借入シタル物品代ハ二カ月分トナリ加フルニ來山以來調達シタル生活用品代等アリテ、到底一カ月分ノ稼賃金ヲ以テシテハ、之ヲ皆済スルコト能ハザ

ルノミナラズ、毎月債務ヲ加フルノミニテ、多クハ一年乃至二年ニシテ、漸ク皆済スルコトヲ得ルヲ常トス。然ルニ飯場頭ハ可及的速力ニ資金ノ回収ヲ図ラントシテ、物品価格ヲ法外ニ高ムルモ、坑夫ハ借財ノ義理ヲ以テ此ノ高価ヲ忍バザルベカラザリキ。其能ク之ニ耐フル者ハ即チ可ナルモ、然ラザル者ハ脱走ノ余儀ナキニ至ル。而シテ鉞夫ノ脱走ハ飯場頭ニ多大ノ損失ヲ与ヘ飯場頭ハ此ノ損失ヲ楨補センガ為メ、更ニ商品価格ヲ引上ゲルニ至ル。斯クシテ鉞夫ノ出入ハ頻発トナリ、募集費用ハ益々多キヲ加フルガ故ニ物価ハ弥ガ上ニモ昂騰シ、遂ニ兩者何レモ困憊シテ互ニ他ヲ計リ、親子的ノ情誼ハ全ク地ヲ払フノ止ムナキ有様ナリキ云々」の如く飯場頭へ募集費を支給しなかつたことが流通過程を通じる飯場頭の搾取となり、最後には労働者が犠牲とならざるを得なかつたのである。足尾では募集は飯場頭の負担で鉞山からは何等の援助がなく又五十人の配下を持つ飯場頭の一ヶ月の収入は僅か二五円程度に過ぎなかつたのに募集費が相当高額であつた。

このためその負担が所屬鉞夫の肩にかかり深刻な問題となつた。

常盤地方でも「現金を所持しないから……市価より五分以上

も高価な品物を強制的に販売させられることもある」の如く何れの地方でも売勤場を通しての搾取は納屋制度にはつきものであった。

明治時代から大正の初期にかけては賃金の支払は現金を以てせず山札という炭券を発行していた炭鉱が多かったが、採炭組時代の田川炭鉱では「納屋頭にては更に各自の納屋限りに納屋切符なるものを発行し部下の坑夫に向つては常に此の切符を以つて勘定し納屋内の売勤場にて適宜に日用品と交換せしむることと定めしめたためその現金引換の期日に至るもその現金は特に鉱夫に於て必要のことある場合の外彼の納屋切符と交換することなかりしなり」⁽⁵⁾

「各納屋頭とも売勤場を設置して鉱夫の日用品を販売し鉱夫の賃銭支払については石炭一千斤を一円に見積りたる切符を発行して日々納屋頭との間に受払をなし、毎月二回を期して現金に引換することと定めしも納屋頭には、更に各自の納屋限りに納屋切符なるものを発行し、部下坑夫に向つては常にこの切符を以て勘定し、納屋内の売勤場にて適宜に日用品と交換せしむることと定めしめたため現金引換の期日に至るもその現金は特に鉱夫に於て必要のことある場合の外彼の納屋切符と交換すること

なかりしなり」⁽⁶⁾というようにして坑夫の賃金も炭券で支払われることが多かったため等の多くは現金を所持することは稀であつて非常に不便を感じていた。従つて作業用品、日用必需品等は止むなく売勤場から市価よりもはるかに高い値段で購入せざるを得なかつた。(現在でも炭坑では給料支払日のことをよく交換日といっている。)

そしてこの炭券を利用して鉱夫に現金を所持させなかつたことは鉱夫の移動、逃亡を防ぐためのきわめて効果的な足留策であつた。

又納屋では切符の両替まで行つたが、このように炭券や納屋切符を巧妙に操作し売勤場という流通機構を通じることによつて鉱夫から二重にも三重にも飽くなき搾取をつづけたのである。

此の売勤場から適正な手数料として、或は坑夫への強制的販売による暴利によつて納屋頭の懐に入る金額が莫大なのであつたことは田中が、昭和二五―二六年当時三井鉱山山野鉱業所の厚生課長として、七カ所の売店を統括していた当時、純然たる福利施設としての購売部に於てさえ、ある程度の利益を挙げることのできた乏しい経験を以てしても十分に断定することが

できる。

以上の如く賄料及び売勘場を通じての搾取による納屋頭の収入が莫大であったことは、前にあげた、具島太助が明治五年に弓削田炭鉱の副頭領になった当時の給与が極めて少額だったため、飯場を開設して鉱夫の賄をなし約一年余の間に一五〇円を貯蓄した例によっても知ることができる。

「納屋頭の収入の基礎は、生産過程よりもむしろ流通過程に拡がっており、納屋頭は、(中略)坑夫に寄生する中間搾取者の性格をみせている」⁽⁷⁾の如く純粹の納屋制度の下に於ては賄料と売勘場から上る搾取所得が納屋頭の収入の中心となっていた。

かくして「筑豊ニハ納屋頭ニシテ暴富ヲ積ミタル者少カラサル丈、夫丈坑夫ハ之が為メニ其收入ノ大部分ヲ没収セラレ経世産ヲ成スノ日ナキ状態ニ沈淪シツツアルナリ。坑夫ノ逃亡者ノ多キハ其場所ノ作業ノ困難ナル点ヨリモ寧ロ納屋頭ノ苛斂誅求ニ堪エザルカ若クハ進ンデ納屋頭ヲ欺瞞シテ貸金ヲ踏倒シテ逃走セントスルナリ」⁽⁸⁾(三菱合資調査課『労働者取扱方に関する調査報告書』)の如く納屋頭にとっては納屋鉱夫は金の卵を生む搾取の対象であったから、己の利益のためには鉱夫の苦勞や

労働力の消耗などを顧みるとまもなく徹底的な搾取を強行した。

そして搾取の対象たる配下鉱夫の数が多ければ多いほど、より多くの収入を挙げ得られると同時に又同業者間において顔が利くこともなるので、地縁、血縁をたより、或は前借契約による引抜きや更には又詐欺・欺瞞的な方法を以てするなど、悪辣な手段をさえ講じて鉱夫の獲得に狂奔し自らの勢力圏拡大につとめたのである。

このことが納屋頭相互の間における勢力争い、縄張り争いの原因ともなつて血の雨を降らすことも屢々であった。

- (1) 『筑豊炭砒誌』 八四頁
- (2) 同 五三七頁
- (3) 同 三〇八頁
- (4) 『炭砒聚落』 二七二頁
- (5) 『三井田川鉱業所沿革史前史』草稿
- (6) 同
- (7) 『個別資本と経営技術』 一七一頁
- (8) 『人と人』第六卷第八号

四 納屋鉱夫の生活環境

鉱山の裾に並ぶ古びたハーモニカ長屋によって表徴せられる

炭鉱労働者の生活は何時の時代においても惨めであったが、納屋頭による搾取の対象であった納屋鉦夫の生活は特に哀れであった。

納屋はその初期のものは甚だ粗末で、其の多くは四本柱を土中に立て、屋根や壁は藁や竹の笹などで葺き塗壁などはなく、正面の入口を僅かに空けて藁を垂れ下げるといふような全く原始的な掘立小屋であった。

「採炭組時代の社宅は十五軒長屋といつて一棟の長さ十五間ものを一間づつに割つて間口一間、奥行二間の長屋とし三尺の引戸があつて半坪の土間を炊事場と物置きに使い、畳は三畳敷、押入も何もない。裏に三尺の突上げ窓があるだけで全くひどいものだった」¹⁾

「三井に譲受けた当時の社宅は柱も坑木そのままの丸木柱が多く然も藁葺のものも大部分あつた。小納屋は押入のないものばかり、四、五畳、六畳から何十畳敷というような広い納屋もあつたが、それは大納屋頭の勢力のあつたものが自分勝手に継ぎ足したり壁を打抜いて広めたりしたものであつた」²⁾

納屋頭が募集した鉦夫の中身者は大納屋といふ合宿所に家族持は小納屋（所謂ハーモニカ長屋をいくつにも区切つた独立

の部屋）に收容されて納屋頭の支配下に入るのであるが当時の長屋は乞食小屋に等しい粗末なもので、特に大納屋鉦夫の生活は惨めなものであつた。

納屋という文字が示す如くその初期のものは四本の柱を土中に立てただけの文字通りの掘立小屋であつた。

床板はなく土間を叩きかためて藁藁を敷いたものが普通でその薄暗い部屋の中に禪一つの荒くれ男、湯巻一つの汚れた女房、真裸の子供がうごめいているといふような有様で土間に炬を切つて煮焚きをし、暖をとつていた。

高島炭鉦のように早くから近代化された炭鉦に於ても鉦夫の住居は「居所ハ最悪ニシテ一坪二四人ヅツヲ容レ、極寒ト雖モ一枚ノ蒲団モナク、僅ニ粉炭及ビ些少ノ薪ヲ焚キテ暖ヲ取ルニ過ギズ……食物ハ納屋米トテ一種粗悪ナル米ニ、屋一回ノミハ些少ノ菜ヲ添フレドモ、其余ハ汚穢ナル漬物ヲ添フル計リナリ」³⁾といふ有様であり、衣類は「年中裸体跣足身ニ一寸ノ布帛ヲ着ケズ、嚴冬ニ至リ偶々着服スルモノアルモ襤褸弊惡ナル一枚ノ袷ニスギズ」⁴⁾の如き状態であつた。

犬糞の報告の中にも

「一般の坑夫は白木綿若くは紅木綿の襷鼻褌を締めたるのみに

て起臥せるもの多し、是れは夏時に於てのみ然るにあらず、寒中にも僅かに単衣若くは襦袢を以て半身を蔽ふ者多し、多くは裸体にて炉を囲み暖を取るなりと言ふ。蓋し冬期に際し納屋頭より夫々綿衣を給与することなきに非ずと雖も、或は之を転売して賭博の資本となし、或は飲食物と交換して一時の欲を満たす者十の八九に居り、偶々之を所持する者あるも、其入坑の時には裸体となりて働くが故に、其の留守中他の朋輩の爲めに掠奪転売せらるるの恐れあるに由り其謹慎なる者も徒らに他人の爲めに消費せらるるよりも寧ろ自ら消費するに如かずと覚悟し、無己之を売却するに至るなり⁽⁵⁾とある。

さらに『生絲職工事情』は次の如き事例を挙げている。――

「長野、岐阜等ノ地方ニテハ多数ノ工場ニ於テ特ニ寄宿舎ヲ設ケタルモノナク或ハ工場建物ノ一部ヲ割キテ之ニ充テタルモノアリ、或ハ執業場ノ二階若シクハ事務室ノ二階ヲ以テシタルアリ、己甚シキハ倉庫ノ一隅ヲ仕切ツテ寄宿舎トナセルモノアリ、或ハ物置ノ二階ヲ以テ寄宿舎トナシ其下ニハ石炭ヲ貯蔵セルモノアリ其設備ハ甚ダ不完全ナリト言フノ外ナシ、各室ノ広サハ十畳乃至廿畳ナルモノ多ク往々一室ニシテ五六十畳ナルモノアリ大概一畳ニ付キ工女一人ヲ容シ工女二人ニ対夜具一組

(上下一枚)ヲ給ス、室ニ押入モノナク棚モノナク往々畳ニ代フルニ筵ヲ以テシタル処モアリ⁽⁶⁾」室内ノ状況ヲ見ルニ大概一畳ニ就キ工女一人容ルルモ往々二畳ニ付工女三人位ニ当ルコトナキニアラス⁽⁷⁾

「工女ノ寝具ハ各工場ニ於テ貸与スルモ各組ニ一具与フルニアラス概ネ二名ニ付一具(冬期ハ蒲団一枚夜具一枚)ヲ貸スモノニシテ……概ネ不潔ニシテ中ニハ縞柄ノ判然セサル如ク油浸ミタルモノアリ⁽⁸⁾」

「室内一種ノ臭氣アリ夜具モ極メテ不潔ナリ」といふような明治二〇年代の製絲マニユヤ紡績工場ノ寄宿舎は炭鉢大納屋ノ設備に比較すればまだ上等で「徹夜業ノ女工が昼間就寝したままの寝具の中に屋業ノ女工が夜間就寝するといふ、席の冷める暇もない夜具の回転数⁽⁹⁾」などの如きは「極寒ト雖モ一枚ノ蒲団モナク、僅カニ粉炭及ビ些少ノ薪ヲ焚キテ暖ヲ取ルニ過ギ」ぬ高島の大納屋鉦夫に比ぶればたとえ男女ノ差はあるとしても蒲団を着て寝られるだけでもまだめざまれていたと言つてもよいのである。

「高島は近來世論のごうごうたる爲にや、余程外面ノ体裁を改め、抗夫等に胸掛をなさしめ、浴場、病院等を改築し、納屋

の如きも、二、三年前は総べて板敷なりしも現今は座敷となりぬ⁽¹¹⁾というように高島問題が天下の視聽をあつめ与論の攻撃を受けて以来若干の改善はなされたけれども吸血鬼の如き納屋頭の手による飽くなき収奪を受けた鉦夫の収入は殆んど零に近い状態で、地上最悪、最苛酷な労働に従事しながら衣食住ともにまことに悲惨きわまるものであった。

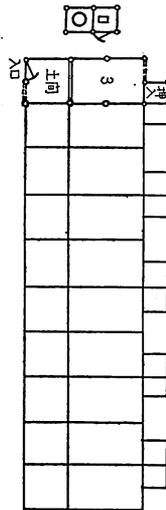
こうしたことは高島炭鉱に限ったことでなく筑豊地方の炭鉱でも「服装は年中赤裸か尻切れ襦袢一枚、住居は藁葺屋根の掘立小屋、地上に藁を敷いて囲炉裡に石炭を燃やし、その熱気をかりて夜具もなきままに眠る有様、炉辺の荒席の一、二枚は親分、大哥の坐所⁽¹²⁾」という非人小屋そのままであった。

採炭組時代の田川炭鉱の小納屋は「十五間長屋といつて一棟の長さ十五間ものを一間づつに割つて、間口一間、奥行二間の長屋とし三尺の引戸があつて半坪の土間を炊事場と物置に使ひ、畳は三畳敷、押入もなにもない、裏に三尺の突上げ窓があるだけで全くひどいものであった⁽¹³⁾」

又「三井になつてから建てたものは四畳半ばかりかといつと中々そうでなく、畳一枚に一人の稼働者を収容せよとの指令もあり、三畳に押入付の八戸建納屋を第一坑に数戸建てたのが始

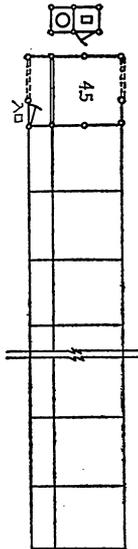
納屋制度論 (二) (市原・田中)

○創業当時坑夫納屋
三畳一間式十戸建 明治三十五年



木造平家建 瓦葺 荒壁 天井ナシ 無双窓
一戸当り建坪 2.75坪
押入 上リ口 建具ナシ 台所設備ナシ 共同便所

○創業当時坑夫納屋
四半畳一間式十戸建 明治三十五年~三十八年



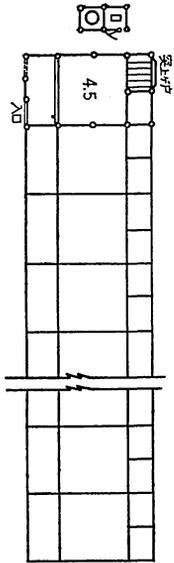
木造平家建 藁葺 荒壁 天井ナシ 無双窓
一戸当り建坪 3.0坪
押入 土間叩キ 台所設備ナシ 共同便所

一一三

圖四六『築城彙考』第一回築城四寸

○創業當時 坑夫納屋

四半畳一間式十戸建 明治三十五年～三十八年



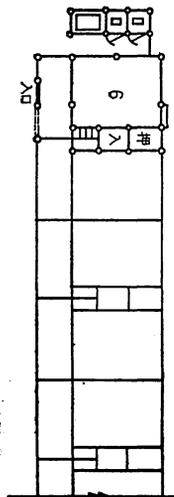
木造平家建 屋根葺草 荒壁 天井ナシ

一戸当り建坪 4.625坪

押入上リ口 椽堀建具ナシ 台所設備ナシ 共同便所

○新築 坑夫納屋

六畳一間式 八戸建 明治四十五年～大正三年



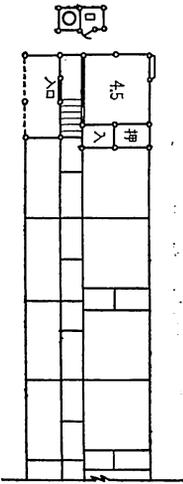
木造平家建 瓦葺 荒壁 天井ナシ

一戸当り建坪 5.3125坪

上リ口 押入 建具ナシ 台所設備ナシ 共同便所

○新築 坑夫納屋

四半畳一間式 八戸建 明治四十五年～大正三年



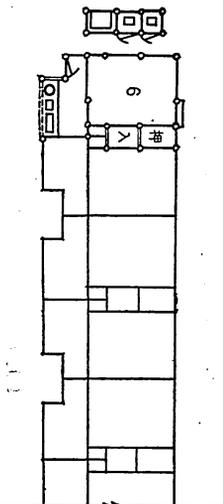
木造平家建 瓦葺 荒壁 天井ナシ

一戸当り建坪 5.312坪

雨戸付キ 押入上リ口 建具ナシ 台所設備ナシ 共同便所

○新築 坑夫納屋

六畳一間式 八戸建 大正八年

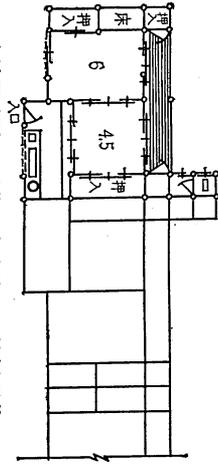


木造平家建 瓦葺 荒壁 天井ナシ

一戸当り建坪 5.75坪

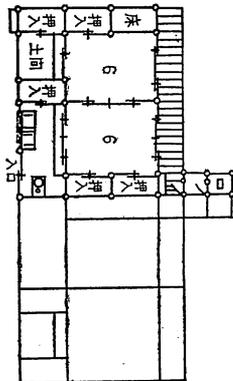
上リ口 押入 建具ナシ 台所設備付 共同便所

○明治時代職員社宅（小頭級）
 一棟四戸建 明治三十五年



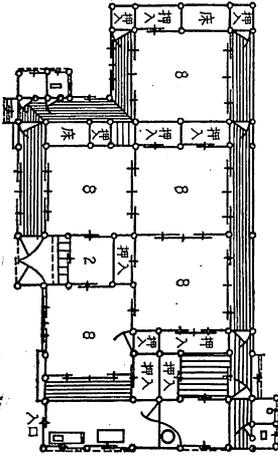
木造平家建 瓦葺 白漆喰壁 棹縁天井
 一戸当り建坪 11.5坪
 量数 10.5帖

○明治時代職員社宅（工手級）
 一棟二戸建 明治三十五年



木造平家建瓦葺 白漆喰壁 棹縁天井
 一戸当り建坪 12.75坪
 量数 12.0帖

○明治時代職員社宅（主任社宅）
 一棟一戸建 明治四十二年



木造平家建 瓦葺白漆喰壁 棹縁天井
 一戸当り建坪 42.75坪
 量数 42.0帖

採炭組飯館 (11) (牛頭・田中)

りである。採炭組時代の三三年頃の納屋は四一棟でその中、小納屋は三畳敷二三舎、四、五畳四六舎で五畳敷以上二五畳までの大納屋用のものが一九種もあって実に多種多様であった⁽¹⁴⁾」が従来鉾夫納屋と称していたものを大正八年一月一日から鉾夫社宅と呼ぶようになった。

又常盤地方でも「即ち飯場頭は坑夫の生活保証の代償として、比較的強度の搾取をやるのである。されば坑夫は所謂食ふだけで一棟二〇戸分、一戸六一八畳敷位の棟割長屋に住み、食

事は全く一汁一菜、寢具としては掛布団、敷布団各一枚宛、酒は上り酒と称して仕事より帰った時一本与えられる位の程度に過ぎなかつたと言ふ⁽¹⁵⁾。有様であつたが掛蒲団や敷蒲団があるだけでも高島などに比べると、まだまだだったともいえよう。

「寢室及居間は天井を設け又は屋根裏を板張になすこと、寢室は畳じきとなすこと」という「鉱業警察規則」の公布されたのが、昭和四年二月であるという点から推測しても明治時代の納屋生活が、およそ如何なるものであつたかを察することができるであらう。

- (1) 『三井田川鉱業所沿革史』草稿第八卷
- (2) 同
- (3) 『明治文化全集』第六卷、一一頁
- (4) 同
- (5) 『人と人』第六卷、第七号
- (6) 『職工事情』第一卷、二〇二頁
- (7) 同 三〇二頁
- (8) 同 三〇三頁
- (9) 同 三〇四頁
- (10) 大河内一男『社会政策総論』一八九頁
- (11) 『明治文化全集』第六卷、二九—三〇頁
- (12) 『頭領伝』

- (13) 『三井田川鉱業所沿革史』草稿第八卷
- (14) 同
- (15) 『炭砒聚落』二七二頁

以上二回にわたつた納屋制度の考察によつてその機構や機能が略々明確にされ得たと信じる。半封建的土地所有とそれに規制された絶対主義の本源的蓄積に基礎づけられた前期的雇傭関係—納屋制度は山田盛太郎教授の説かれたように日本資本主義の發展と相即した相交はらざる二つの並行線ではなかつた。それは資本主義の動的發展を通じて矛盾と分解とを結果してゆくのであり、わたくしたちは別稿「炭鉱納屋制度の崩壊(一)」(日本労働協会雑誌六二号)「同(二)」(同上誌六四号)「同(三)」(同上誌六五号)でその過程を分析するとともに中間搾取を排除した炭鉱における近代的勞務管理の成立史の側面を究明した。わたくしたちはさらに前期的雇傭関係の今一つの存在形態であつた囚人勞働の成立と解体についての論稿を予定しているが、それはいづれ別稿別誌で展開する所存である。